

誰もが働きやすく魅力的な職場環境づくりのために



岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定に向けた
補助金の申請者募集

岐阜県では、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」の認定を促進するため、企業等が行う、働き方改革、従業員の育児や介護の支援、女性の活躍推進等の取組みに対して補助します。



募集
期限

令和7年12月19日(金)

※予算がなくなり次第終了します。

補助率等

補助対象経費の
2分の1以内

1,000円未満
切り捨て、
上限20万円

対象者

岐阜県内に所在し、次の要件のいずれかを満たす企業又は団体

- エクセレント企業の認定に向けた計画を策定していること。
- エクセレント企業の認定を受けていること。

※常時雇用する従業員が101人以上の企業については、
補助対象経費が10万円以上である必要があります。

詳しくは、ウラ面をご覧ください。→





岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定に向けた

補助金の申請者募集

募集期限

令和7年12月19日(金)

※予算がなくなり次第終了します。

対象者

岐阜県内に所在し、次の要件のいずれかを満たす企業又は団体

- ・エクセレント企業の認定に向けた計画を策定していること。
- ・エクセレント企業の認定を受けていること。

対象事業

エクセレント企業認定評価項目を達成するために必要な事業

※遅くとも令和8年2月27日までに事業を完了する必要があります。

※対象経費は、報酬、賃金、旅費、消耗品費（1物品あたり5万円以内）、燃料費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料、賃借料です。

※他の事業（対象外事業）と一体で実施する場合、申請書類、支出証拠書類等において、明確に区分する必要があります。

活用例

- ・就業規則、育児・介護休業に係る規定の整備
- ・年休取得促進、所定外労働時間削減に向けた労務管理ソフト導入、コンサルティング
- ・在宅勤務、テレワーク等の実施に向けたコンサルティング、システム導入
- ・ワーク・ライフ・バランスに関する研修会（講師謝金、資料代）
- ・事業所内保育施設の設置に向けたニーズ調査、コンサルティング
- ・育児相談、介護相談等の実施（専門家謝金）
- ・両立支援や女性の活躍の取組みをホームページなどで周知（委託料）

補助率等

補助対象経費の2分の1以内

（1,000円未満切り捨て、上限20万円）

※常時雇用する従業員が101人以上の企業については、補助対象経費が10万円以上である必要があります。

問い合わせ先

岐阜県子ども・女性部 男女共同参画推進課 両立推進係

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1（県庁14階）

電話：058-272-8237（直通） FAX：058-278-2611 E-mail:c11234@pref.gifu.lg.jp

申請から実施までの流れ

随時受付

【最終期限：12月19日】

申請書を提出

※必要に応じてヒアリングを行います。

順次

審査・交付決定

※申請から約1か月後

交付決定後

事業実施

※遅くとも令和8年2月27日までに完了

事業完了から30日以内、
または3月10日のいずれ
か早い日

実績報告書を提出

補助金額の確定後

交付請求書を提出

交付請求書の受理から
約1か月後

指定口座へ振込

※上記は予定であり、前後する場合があります。

※**ピンク文字**は申請者が実施する事項です。

申請方法

下記ホームページにて詳細を確認の上、申請書を作成し、郵送にて岐阜県子ども・女性部 男女共同参画推進課へご提出ください。

ホームページをご覧になれない環境の場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

岐阜県エクセレント企業

検索



【岐阜県庁ホームページ】

トップ > 子ども・女性・医療・福祉 > 結婚・出産・子育て・女性 > ワーク・ライフ・バランス > 「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」認定制度

注意事項

- ・補助金の交付は、1企業につき1回限りとします。
- ・暴力団に関与している場合は、補助金を交付しません。また、事後に判明した場合、補助金を返還しなければなりません。

